

ふじよしだ

第132号

議会だより

<http://gikai.city.fujiyoshida.yamanashi.jp/>



向原下組 道祖神の御神木立て

12月定例会

富士吉田市一般会計補正予算等を可決

平成27年12月定例会は、12月4日開
会され、18日間の会期を終えて12月21
日に閉会しました。

この定例会では、平成27年度一般会
計補正予算（第2号）など補正予算6

件、債権の放棄の報告1件、行政手続
における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律に基づく個
人番号の利用に関する条例などの制定
2件、職員定数条例及び富士吉田市の
証人等の実費弁償に関する条例などの
一部改正4件、市道の認定1件、指定

管理者の指定について3件、字の区域

変更1件、財産の取得5件、訴えの提

起3件、及び固定資産評価審査委員会

委員の選任1件、合計27件を、すべて

可決、同意しました。

市政に対する一般質問は7人の議員
が行いました。

編集委員会			
委員長	勝俣	米治	
副委員長	渡辺	孝夫	
委員	渡辺	利彦	渡辺
	横山	勇志	宮下
			宗昭
			幸寿

12月定例会 会期日程		日程	内容
12月4日	本会議 会期の決定 議案の提出と説明 議案の委員会付託 (開会)		
14日	本会議 市政一般質問		
15日	本会議 市政一般質問		
16日	総務経済委員会 付託議案の審査		
17日	文教厚生委員会 付託議案の審査		
18日	建設水道委員会 付託議案の審査		
21日	本会議 各委員長からの報告 議案の追加提案 各議案の採決 (閉会)		

議会の動き 常任委員会行政視察研修

本市の課題や各種懸案事項について、見識を深め、研鑽を積むべく常任委員会の行政視察研修が実施され、先進地において担当者による研修を受け、さらに現地等を視察するなど、活発な議員の調査活動が行われました。

総務経済委員会

実施日 10月15日～16日

研修先 岐阜県高山市

内容 「上水道事業の指定管理者制度の適用」について



文教厚生委員会

実施日 10月20日～21日

研修先 福島県伊達市

内容 「スマートウエルネスシティ」について



建設水道委員会

実施日 10月15日～16日

研修先 千葉県成田市・野田市

内容 「表参道整備事業」について
「公契約条例」について



全文については、市議会ホームページにおいて閲覧できます。また、市立図書館および市議会図書室での閲覧は、おおむね3月中を予定しています。

市政一般質問

12月

《抜粋》

渡辺 大喜 議員



人口減少対策について

1回目の質問

国勢調査は、まちづくりをはじめとする行政上の施策を策定する上で最も重要な基礎資料の一つである。この「国勢調査の人口」の推移を見ると富士吉田市は、平成2年の5万4804人がピークであり、以降は減り続けているのが現状となっている。また、富士吉田市の平成27年度の推計人口は4万8509人となっている。

人口減少への対策として、すべての都道府県と市町村は、平成27年度中に「地方人口ビジョン」と「地方版総合

戦略」の策定に努めるとき

ている中で、本市においても、人口減少は避けられない、厳しい状況が続くものと考えている。

次に、2点目の本市の「地方人口ビジョン」と「地方版総合戦略」の策定に対する体制、取組及び考え方についてであるが、本年2月に本市のまち・ひと・しごと創生の総合戦略の策定機関となる「富士吉田市地域創生戦略本部」を立ち上げ、策定に取り組んできた。

その中において、産業界、金融、学校、市民代表、学識経験者などで構成される外部有識者会議である「富士吉田市地域創生総合戦略推進会議」で議論、提案がなされた意見や事業を、本市の庁内検討組織である「庁内部会」において評価や事業として取りまとめを行い、パブリックコメントによる市民の皆様の見解や議会での協議を経て、最終的に私を本部長とする戦略本部で決定するという体制となっている。

そこで、以下のことについてお伺いする。

一つ目だが、人口は市勢の一つの重要な判断基準となるが、市長は国勢調査の結果における本市の人口の見込み、また、今後の見通しについて、どのように考えているのかお伺いする。

二つ目として、本市の「地方人口ビジョン」と「地方版総合戦略」の策定についてどのような体制で取り組んできたのか、また、市長はどのような考え方をもっているのかお伺いする。

「地方人口ビジョン」は、本市の現状の人口分析と今から45年後の平成72年までの将来の展望を示すものとして策定しているものであるが、人口減少は避けられないものとして、総合戦略に掲げる様々な施策に取り組むことにより、平成72年において人口4万人の維持と人口構造の若返りを図る

1回目の市長答弁

まず、1点目の国勢調査における人口の見込み及び今後の見通しについてであるが、国全体が人口減少社会に突入している現在、国の長期ビジョンでも平成72年において1億人程度の人口を確保することを目指し

ことを目標としているものである。

「地方版総合戦略」の考え方は、「地方人口ビジョン」を踏まえ、平成31年度までの今後5年間の取組を定めるものとして、本市の創生を実現するため若い世代をターゲットに雇用の場の確保や子育て環境等の整備、移住定住に重点を置き策定しているものである。

「地方版総合戦略」では、その実施においては、当然のことながら行政だけでなく、民間の役割、民間は民間の役割を認識し、市民の皆様を含む民間事業者と協働して取り組んでいくべきものとして、本市の創生の実現に向け官民一体となって積極的に推進していきたいと考えている。

ただ今、総合戦略の考え方を聞き取った。戦略は若い世代にターゲットを置いていること、本市の創生の実現に向け官民一体となつて積極的に推進していくとの答弁をいただき、私も若い世代の一人として、これからの本市の活性化や魅力あるまちづくりの推進に向け、一緒に頑張って頑張っていくと強く感じましたところである。

さて、総合戦略での基本目標の一つに「人を呼び込む、人に選ばれる魅力ある地域づくりの推進」があるが、この中では交流人口の視点も重要なことと考えている。

2回目の質問

2020年の東京オリンピック・パラリンピックをピークに外国人観光客が増える見通しを踏まえ、宿泊施設の供給確保は大きな課題となっている。このため観光庁は受け入れ体制の新業態として「外国人に人気のあるゲストハウス等の多様な宿泊施設の活用を図る」ことを示している。

本市の宿泊ローケーションは数日滞在型の富士山周遊には絶好の位置にあると思う。しかしながら、本市の外国人観光客を受け入れる宿泊施設は極めて少ない状況にある。

本市の外国人観光客の滞在ニーズへの対応を図ることにより、本市の宿泊施設の受け皿が飛躍的に大きくなるが、国家戦略特区を活用した「民泊」について市長の考えをお伺いする。

次に、ゲストハウスについてお聞きする。

本市には、長い歴史のある富士登山競走やロードレ

み、人に選ばれる魅力ある地域づくりの推進」があるが、この中では交流人口の視点も重要なことと考えている。

交流人口の増加は、地域活性化を通じ人口減少対策に繋がるとの考えから、急増している外国人観光客のことも踏まえ、交流人口の増加の受け皿となる民泊とゲストハウスについてお聞きする。

2020年の東京オリンピック・パラリンピックをピークに外国人観光客が増える見通しを踏まえ、宿泊施設の供給確保は大きな課題となっている。このため観光庁は受け入れ体制の新業態として「外国人に人気のあるゲストハウス等の多様な宿泊施設の活用を図る」ことを示している。

本市の宿泊ローケーションは数日滞在型の富士山周遊には絶好の位置にあると思う。しかしながら、本市の外国人観光客を受け入れる宿泊施設は極めて少ない状況にある。

本市の外国人観光客の滞在ニーズへの対応を図ることにより、本市の宿泊施設の受け皿が飛躍的に大きくなるが、国家戦略特区を活用した「民泊」について市長の考えをお伺いする。

次に、ゲストハウスについてお聞きする。

本市には、長い歴史のある富士登山競走やロードレ

ース、自転車レース等が開催されており、これらのスポーツ大会には全国から多くの参加者が本市を訪れる。これらの参加者たちを市内に数多く受け入れるためにも、既存の使われなくなつた民宿などの宿泊施設や民家をゲストハウスとして再整備・再利用し、手頃で安く泊まれる宿泊施設を提供する体制を整備することは、地域経済の活性化の大きな誘因にもなると考えるが、ゲストハウスに対する市長の見解をお伺いする。

2回目の市長答弁

まず、国家戦略特区を活用した民泊についてであるが、特区は、政府が主導してその内容や地域を指定するものと認識している。

したがって、民泊の認定に繋がる指定については、まずは、外国人観光客の宿泊が急増しており、既存のホテルや旅館では対応しきれない状態となっている大都市における指定が優先されたことから、現在のところ、東京圏である東京都、神奈川県及び千葉県成田市や関西圏である大阪府、兵庫県、及び京都府等が指定を受けている。

本市においても、民泊の活用は、観光客に対して宿泊観光を推進する上で、非常に有効な観光施策であると認識しているため、今後、国における民泊の規制緩和

も含めた民泊の活用を図っていきたくと考えている。

次に、スポーツイベントに対するゲストハウスの活用についてであるが、現在地域おこし協力隊が、富士吉田みんなの貯金箱財団と連携して、空き家・空き店舗の再生に取り組んでいる。その物件の中に、ゲストハウスもあり、国内外から多くの観光客の方に利用していただき、大変好評であると報告を受けている。

また、本市で開催される集客型のスポーツ大会等のイベントにおいて、ゲストハウスの活用は、観光的な観点からも非常に魅力ある施策であることから、市民の皆様がゲストハウスとしての受け入れを募集し、宿泊施設として積極的に活用させていただくことにより、新たな観光客等の誘客に繋げていきたいと考えている。

市内の洪水対策について

1 回目の質問

「富士吉田市内の雨水による都市型水害の現状」と地元である「谷倉・赤坂・竜ヶ丘地区にまたがる雪代川の雨水対策」の2点についてお尋ねする。

近年、日本に接近・上陸する台風が多くなり、大雨、洪水、暴風など様々な災害

をもたらしている。また、最近では、短時間に狭い範囲で非常に激しく降る雨が頻発しており、特に宅地等の開発が進んだ都市部において、河川の急激な増水、道路の冠水、住宅の浸水、土砂災害といった被害が発生している。本市においても、雨水による被害が各所で発生しているものと認識しているが、その水害の発生箇所・状況・対応方法についてお尋ねする。

雪代川は、台風や大雨のたびに水路が水で溢れ、赤坂会館前の道路は冠水により通行止めとなり、中央道高架下の赤坂消防会館付近の水路と、市道新町通り線の渡文商會前の道路も雨水が溢れて住宅への浸水被害が起きている。

このことは、近隣に住む住民の日常生活に大きな支障をきたしており、常に危険と隣り合わせの状況で不安な思いを与えている。

本年9月28日に「富士雪解沢、谷倉、赤坂、竜ヶ丘、西丸尾、新町地区水害対策協議会」にて本市、国土交通省、山梨県、富士河口湖町に水害災害対策の実現に向けての要望書が提出された。このことは地元住民の水害対策に対する切なる声である。

ついては、現状における水害の発生状況とその対応方法、今後の対策について、

市長の考えをお伺いする。

1 回目の市長答弁

まず、1点目の雨水による都市型水害の現状についてであるが、水害の発生箇所については、市道谷倉線と市道赤坂支線の交差点、また市道中央通り線、市道大松宮川西線、市道田尻線及び市道小見西裏1号線の低地部分である。

また、その状況については、いずれも冠水による交通障害が発生している。本市の雨水等による水害に対する対応は、台風等降雨が予想される際には、事前に水門等の調整を行い、万全を期しているが、障害が発生する箇所については、主として一部通行止めの措置を講じるとともに、雨水の強制排水、注意喚起の看板標示等の策を講じている。

次に、2点目の谷倉・赤坂・竜ヶ丘地区にまたがる雪代川の雨水対策についてであるが、市道赤坂支線、市道谷倉線及び市道新町通り線において道路冠水が発生している。

その対応方法については、市道赤坂支線と市道谷倉線の交差点を通行止めにして、迂回路に誘導している。また、国道137号から雨水流入のある市道新町通り線の交差点については、昨年度に側溝改良を行った。赤坂消防会館付近の水路

については、平成25年度に水路の高上げ工事とフィルタ設置を施した。

その結果、今年5月の台風6号、7月の台風11号及び9月の台風18号と3度の台風に見舞われたが、工事実施箇所については、大事には至っていない。

現在、緊急的な問題として、市道谷倉線と市道赤坂支線の交差点の通行止め措置の解消を図るべく取り組んでいるが、広域的な対策を必要とするので、山梨県に対し、根本的な対策を講じるよう引き続き強く要望していく。

2 回目の質問

富士吉田警察署前、市道中央通り線の富士急行線との立体交差部のアンダーパスについてお伺いする。

同路線は新倉南線の開通に伴い、今後一層の交通量の増加が予想され、道路冠水による通行止めが発生すると市民生活に大きな影響を与えてしまう。

その点を踏まえ、今後において、排水路の増強工事や新たなポンプ設備の設置を合わせて、流入・排出経路の見直し等の検討を行うっていくことが、私には必要であると考える。

また、車両への注意喚起を促すための電光掲示板の設置や、蛍光塗料等によるわかり易い水深表示など、

運転者が視覚によって認識できるような、新たな注意喚起の対策が必要であると考えているが、その対応方法について市長の見解をお伺いする。

今後における雪代川の根本的な対策について、同水路は、開発等に伴い発生する雨水や道路排水等も処理するための水路となっており、一部は道路として供用されている。

そのため、赤坂会館前の道路に合流する時には、大量の雨水が集合され、人だけでなく自動車も通行することが困難になるほどの水量になる。非常に危険な状況であり、ここで生活する住民はもとより、通勤や通学する児童・生徒の安全面からも一刻も早い対策が必要である。

雪代川の問題が本市だけで対応するのは難しいものであることは私も十分理解している。しかし、災害や事故はいつ起きるのかわからない。また、起きてしまつてからでは遅いのである。

その点を踏まえ、本市としては今後どのような方向性をもって雪代川の水害対策を検討し進めていくのか。また、その見直しについて、市長にお伺いする。

2 回目の市長答弁

まず、1点目の市道中央通り線と富士急行線交差点下の冠水対策についてであ

るが、本市において副水路を設置した結果、通行止めの回数が減少するなど改善が図られている。

しかし、多量な雨水流入による冠水の発生を防ぐため、新西原地区を通して雨水を宮川に排出するための側溝を改修していく。

また、注意喚起の看板等については、市道中央通り線には、高輝度の注意喚起の看板の設置と水深をお知らせする白い目盛りが表示されており、通行止めの際には交通整理員を配し対応しているが、今後更なる効果的な措置を検討していく。

次に、2点目の雪代川の雨水対策についてであるが、根本的な対策を山梨県に対して要望するとともに、緊急の課題に対しては本市において対処していきたいと考えている。

どちらの対策についても、地元の御理解、御協力が必要になるので、地元及び関係者で協議をし、進めていきたいと考えている。

なお、山梨県においては、今年度、問題点の抽出等の調査が行われるとの連絡を受けている。また、本市においては、市道谷倉線と市道赤坂支線の交差点の通行止め措置の解消を図るべく、市道赤坂支線全幅員に対する集水施設を早急に整備していく。

全文については、市議会ホームページにおいて閲覧できます。また、市立図書館および市議会図書室での閲覧は、おおむね3月中を予定しています。

市政一般質問

12月

《抜粋》

鈴木 富蔵 議員



スポーツを活用した観光による「まちづくり」について

1回目の質問

本市においては、富士登山をはじめ、富士山五合目、北口本宮富士浅間神社、新倉山浅間公園、大型レジャー施設 大規模観光ホテル、道の駅富士吉田などの「富士山」のキーワードを持つ特定の場所には、観光客が多く訪れている。

しかしながら、「富士山」のキーワードを持たない場所には、観光客が余り多く訪れていない。これが、本市の観光の現状ではないか

「スポーツ」は、正に、この市民の方々の健康まちづくりを推進するためのキーワードになる。

このことから、市長においては、「スポーツ」を活用した健康まちづくりの推進について、どのような考え方を持っておられるのかお伺いする。

さらに、「スポーツ」を活用して観光施策を推進する一つの方法として、オリンピックやワールドカップなどのメガイイベントの事前合宿やキャンプの誘致がある。

特に、2019年のラグビーワールドカップ日本大会は、全国12の都市で開催されることが決定されており、現在は、キャンプ地の誘致活動が日本各地で行われている。

このラグビーワールドカップのキャンプ地の誘致については、現在、どのように進んでおられるのかお伺いする。

また、本市としては、今後どのような取り組みを考えておられるのかお伺いする。

さらに、このラグビーワールドカップの翌年の2020年には、東京オリンピック・パラリンピックが開催される。

東京オリンピック・パラリンピックの事前合宿の誘

致については、現在、誘致競技を含めて、どのように進んでおられるのかお伺いする。

また、本市は、今後、どのような取り組みを考えておられるのかお伺いする。

2018年1月には、冬季国体のスピードスケートとフィギュアスケートが山梨県で開催され、このうち、スピードスケートが本市の間競技施設で行われることになっている。

スピードスケート競技は、オリンピックなどの国際大会で大活躍する選手が輩出されるなど全国的に盛り上がるが、国体などの国内大会ではあまり盛り上がりがないのも事実である。

このたびの冬季国体スピードスケート競技の開催にあたっては、これまでの運営方法などを見直し、「スポーツツーリズム」の考え方を導入し、観光振興及び地域振興につなげる仕掛けを導入することが必要であると考えている。

本市の冬季国体スケート競技の開催については、現在、どのように準備し、取り組んでいるのかお伺いする。

また、本市としては、今後どのような取り組みを考えているのかお伺いする。

市民の皆様がスポーツに

1回目の市長答弁

「スポーツ」の活用による観光施策の推進についてであるが、本市における「スポーツイベント」においては、円滑な競技運営により参加者の方々に満足いただく大会とすることを基本として開催して参ったが、スポーツツーリズムの広がりを踏まえ、本市で開催されている「富士登山競走」、「火祭りロードレース」及び「マウント富士ヒルクライム」等の大会毎に観光要素を組み込む工夫をして参った。

今後においても、本市で開催している集客型の「スポーツイベント」において、参加者の皆様やその家族、及び関係者を市内観光名所へと誘導するとともに、飲食等を含め満足いただける消費に繋がれるよう、今まで以上に観光施策との融合を積極的に図って参る。

次に、「スポーツ」を活用した健康まちづくりの推進についてであるが、スポーツを通しての健康づくりを推進していくことは市民の皆様を健康維持・改善する上で、大変、重要であると認識している。

市民の皆様がスポーツに対する意識の向上を目的として、市民の皆様を二の二に合った事業展開を図って参りたいと考えている。

次に、ラグビーワールドカップのチームキャンプ地の誘致についてであるが、キャンプ地誘致に向け、山梨県や市内外のラグビー団体と鋭意協議をしている状況である。

今後においては、来年の春に、キャンプ地の選定概要が発表され、夏頃から、組織委員会でのキャンプ地の選定が開始されることである。

本市としては、組織委員会などの動きに対応し、キャンプ地誘致を確実なものとするため、来年度、誘致の推進に向けた専門部署を新たに設置し、キャンプ地誘致の実現に向けて積極的に取り組んで参る。

次に、東京オリンピック・パラリンピックの事前合宿の誘致についてであるが、山梨県や関係スポーツ団体、周辺町村と連携を図る中で、誘致に向けた会議等を通じてPR活動、情報交換や収集に努めているところである。

誘致競技としては、その前年にラグビーワールドカップが開催され、キャンプ地誘致にも取り組んでいるラグビーと、本年も含め今年まで10回以上にわたり日本代表の合宿が行われるなど全日本クラスの事前合宿の実績のある陸上競技とし、多くの誘客も見込めるこの2つの競技種目を選定して

また、本市としては、今後、どのような取り組みを考えているのかお伺いする。

取り組んでいるところである。

オリンピック等の事前合宿の誘致についても確実なものとするため、ラグビーワールドカップのキャンプ地誘致と合わせた専門部署を来年度に新設する。

こうした誘致のための組織強化を図る中で、会場となる富士北麓公園陸上競技場の整備の働きかけや事前合宿地であるこの地域の魅力の発信などに努め、事前合宿地の実現に向け積極的に取り組んで参る。

次に、冬季国体の開催の受け入れ体制についてであるが、大会の運営については、主催する山梨県と十分協議する中で、観光振興や地域振興が図れるようスポーツツーリズムの考え方をどのように取り入れられるか検討して参りたいと考えている。

また、今後の予定については、来年度、冬季国体室を設置し、平成30年の開催に向け、十分な対応を図って参る。

2回目の質問

「スポーツツーリズム」の広がりや踏まえ、本市で開催されている「富士登山競走」などの大会においては、観光要素を組み込む工夫をしてきたとのことであるが、どのような工夫をし

てきたのかお伺いする。

また、今後においては、今まで以上に観光施策との融合を積極的に図っていくとのことだが、どのようなことを行っていくのかお伺いする。

さらに、堀内市長から、「スポーツ」を通しての健康づくりの推進については市民の健康を維持・改善する上で、大変重要であるとの御認識が示された。

これまで、全市民を対象に、生涯スポーツへの関心、競技力の向上、健康・体力の増進を図ることを目的に様々な事業を展開しているとのことであるが、どのような事業を行ってきたのかお伺いする。

また、今後においても、市民のスポーツに対する意識の向上を目的として、市民のニーズに合った事業展開を図っていくことであるが、どのようなことを行っていくのかお伺いする。

キャンプ地誘致を是非とも実現していただきたいと思うが、そのためには、キャンプを行う富士北麓公園運動場を、国際チームが十分に練習できる施設機能が必要であると考えている。

富士北麓公園運動場については、キャンプ地の練習会場だけではなく、その後の本市の「スポーツ」を活用した観光まちづくりを推

進するためのコア施設になると考えている。

このようなことから、富士北麓公園運動場の施設機能の向上について、山梨県に對して、強力に働きかけていただきたくと考えているが、市長の考え方を伺いする。

本市には、「富士山」というキーワードにより、観光に訪れても、宿泊は隣町に流れてしまうという現状がある。

特に、ラグビーワールドカップや東京オリンピック・パラリンピックのキャンプ地誘致のためにも、市内での飲食や立ち寄りだけでなく、官民ともに知恵を絞って、宿泊施設の誘致や民泊の適切な推進など、宿泊客の受け入れ体制の整備や仕掛けが必要であると考えているが、市長の考え方を伺いする。

観光や「スポーツ」の施策については、総合計画において、それぞれ基本的な方針を掲げて推進していると思うが、体系が別であり、「スポーツツーリズム」という新しい考え方が導入されて間もないことから、相互に連携していないように思う。

また、「スポーツ」については、「市スポーツ推進計画」が定められているが、観光については、詳細まで

踏み込んだ計画が定められていない。

このようなことから、今後、「スポーツ」を活用した観光による「まちづくり」の考え方も含め、観光振興を具現化するための計画を策定し、その計画に基づく観光施策を推進することが重要であると考えるが、市長の考え方を伺いする。

2回目の市長答弁

まず、本市が開催している「スポーツイベント」における観光要素を組み込む工夫についてであるが、今年度の取り組みとしては、「富士登山競走」、「火祭りロードレース」、「マウン

ト富士ヒルクライム」において、2つの陸上ロードレースにおいては、市内飲食店が掲載されているフリーペーパーを参加者に配布した。

特に、「富士登山競走」においては、従来の選手参加型から、前日にスポーツイベントやB級グルメの開催、地元観光業者による地場産品の販売を行った。また、「マウント富士ヒルクライム」においては、地元観光業者による地場産品の販売のほか、レース参加者には、観光パンフレットと「つどんマップ」を配布し、市街地への誘客を図った。

さらに、昨年度より「スポーツツーリズム」のイベントとして「フォトロゲイニング富士吉田」を開催した。

次に、「スポーツ」を通しての健康づくりの推進についてであるが、富士吉田市スポーツ推進委員による「健康体力づくり教室」の開催をはじめ、学校体育施設の一般開放事業、スポーツを通しての青少年の健全育成など実施、また、特に6歳以上の市民の皆様に対しては、スポーツを通しての健康・体力づくりの大切さを奨励するとともに振興を図るため、体育館等の使用料を減額する等実施している。

また、今後における事業展開についてであるが、現在、実施している事業の更なる充実を図るとともに、関係機関と協議する中、スポーツに関心を持ち、親しんでもらえるような事業の実現に向け、取り組んで参りたいと考えている。

次に、富士北麓公園運動場の施設機能向上に向けた働きかけについてであるが、先ほど答弁申し上げたとおり、関係団体、周辺自治体などと連携する中で、施設を管理する山梨県に對し運動場の整備を強力に働きかけて参る。

次に、「スポーツイベント」における、今後の観光施策との融合、及び宿泊施設の誘致や民泊の推進につ

いてであるが、今後における本市で開催される集客型のスポーツ大会等のイベントにおいて、宿泊観光を充実させていく観点から、イベント毎に既存宿泊施設の入込み状況等を勘案する中で、民泊の活用が必要と思われるイベントについては、その必要性を市民の皆様

に周知させていただくと同時に募集を行い、応募のあった住宅については、宿泊施設として積極的に活用していく。また、使用されなくなった施設や空き家を再生して、新たなゲストハウス等としてスポーツ等のイベント参加者の皆様に活用いただくことも宿泊観光の充実に寄与するものと考えている。

市民単位のおもてなしによる宿泊施設の提供による宿泊観光の充実に向けた取組も加え、スポーツイベントとの融合を図り、新たな観光客等の誘客に繋げて参りたいと考えている。

次に、「スポーツ」を活用した観光施策を具現化するための計画策定による観光施策の推進についてであるが、新たな観光戦略を基本とした観光基本計画の策定、及び第6次富士吉田市総合計画の観光施策として総合計画にも盛り込む予定

である。観光事業を積極的に施策として展開し、地域経済の

政運営とともに、公平性の確保が重要なことから、特に、入札及び契約については、「透明性」、「競争性」及び「公正性」を堅持することが強く求められており、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」及び「建設業法」などの公共工

事に関する関係法令に基づき厳正な執行に努めているところである。

このような中、昨年6月にこれらの公共工事に関する関係法令の改正があった。

この改正は、現在及び将来に渡るインフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保等を図ることを目的としており、発注者の責務としては、社会資本の維持管理、担い手の育成

・確保のための適正な利潤が確保できるように配慮することなどとし、建設業者の責務としては、受注者による技術者、技能労働者等の育成・確保その他施工技術の確保に努めること及び労働環境の改善などが盛り込まれたものである。

また、本年1月には、この公共工事に関する関係法令の改正により、国にお

て発注関係事務の運用に関する指針も示されたところである。

この公共工事に関する関係法令の改正及び国の指針の提示とともに、入札における他市の状況、建設関係4団体による要望等を踏まえ、総合的に判断する中で、実施要綱の見直しを行ったものである。

次に、9月に実施要綱を変更したところについてであるが、公共工事に関する関係法令の改正、国の指針の提示、入札における他市の状況、及び建設関係4団体による要望等を受けたことを踏まえ、入札の見直しを進めてきたところであり、その結果として、本年9月の変更に至ったところである。

今後においても、これまでと同様に「透明性」、「競争性」及び「公正性」を堅持する中で、地元企業の活用促進及び公平な受注機会の確保に努めて参る。

3 回目の質問

富士吉田市に一般競争入札を取り入れたことは、入札制度に対する透明性、競争性の向上、不正行為の排除はもろろん、何よりも公

正性が増したと私は考えているが、市長の考え方を教えてください。

また、市長は平成27年9月からの「建設工事等一般競争入札実施要綱」の変更により、土木部門では指名参加登録業者の1割しか一般競争入札に参加できない状況を作ってしまったと言わざるを得ない。つまり、一般競争入札の門戸を市長自ら閉じてしまったことになる。

市長の答弁にある国における指針や、関係法令を私なりにひも解いてみたが、市長の積み重ねてきた入札制度を肯定し、むしろ充実していくべきであるとしか解釈できないのは、私の理解力が乏しいからか、また、建設関係4団体からの要望については、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」を今後とも遵守していただく等の要望であったように聞いている。

市長が行った今回の改正のように、一般競争入札の基準額を1千万円から3千万円に引き上げてほしいとかの要望は、行っていないようである。たとえこのようないふくがあったとしても、公平性の上で、市長は所信

を貫くべきだと私は考える。いずれにしても、今回の一般競争入札の変更が建設業界の公平性を欠いてしまったことは、先ほど私が数値で表したとおりである。

建設関係4団体からの要望について、答えできる範囲でお答え願うとともに、今後指名競争入札の件数を増やしていくのか、お教え願う。

3 回目の市長答弁

まず、一般競争入札を取り入れたことについてであるが、先ほど答弁申し上げたとおり、私は、高い透明性が確保でき、市民の皆様をはじめ、事業者の皆様からも高い信頼を得ることができるといふ強い思いを持って、一般競争入札制度を導入してきたところである。

また、入札の参加資格は、今回の見直しにかかわらず、従前どおりの格付けで実施しているため、上位の格付け業者が少ない土木工事部門については、一般競争入札の対象額の引上げに伴い、入札の件数及び参加可能業者数は必然的に減少する。

さらに、土木工事等の建設関連工事については、地

元企業の活用促進及び育成を目的に、原則として、市内業者に発注を行っているところであり、公平性及び公正性を確保した指名競争入札においては、逆に、従前の一般競争入札よりも参加業者数が上回った状況も見受けられるなど、決して、小侯議員御発言の門戸を閉ざしたのではない。

次に、建設関係4団体からの要望については、地元中小建設業の活用促進及び受注機会の確保に努めることや、さらなる公共工事の品質確保等を図るための指名競争入札基準額の見直しなどである。

今回の入札制度の見直しについては、小侯議員御発言の建設関係4団体からの要望があったからとか、一般競争入札の対象額を3千万円に引き上げたという金額だけの問題ではなく、私

がこれまで行ってきた公平性を十分確保した入札制度について、本市のインフラ整備や除雪等の地域貢献など、市民の生活基盤や安心安全を担っている市内の建設関係団体等が持っている地域特性等を十分に斟酌する中で総合的に判断したも

のであり、小侯議員の見解とは、全く異なるものである。

次に、今後も指名競争入札の件数を増やしていくことについてはあるが、入札制度については、現行制度の検証、関係法令の改正、本市の地域特性、社会情勢等を勘案する中で、必要に応じて見直しを行って参る。



市政一般質問

12月

《抜粋》

前田 厚子 議員



ユニバーサル社会を目指して

1回目の質問

オリンピックが近づくと、日本のみならず世界からのお客様をお迎えするにあたり、富士山の世界遺産のまちである本市において、ユニバーサルな社会、地域づくりをめざしてと題し、障がい者の意思の疎通と美しいまちづくりで、おもてなしを、そしてその為に必要な人材を地域からと大きく3点に分けてお聞きする。

1点目、「ユニバーサル社会」とは、年齢・性別・障がいの有無・文化などの違いと関係なく誰もが、地域社会の一員として、支え合つ中で安心して暮らせる社会をいう。そうした中で、まず必要な事が、誰もが自分の考えていることを、十分に相手に伝える方法を持っているかどうかというところである。

内部障がいのある方々のために出来ることは無いかと考えるが、内部障がいだけでなく他にも、発達障がい・高次脳機能障がい・視覚障がい・聴覚障がい・難病の方等見えない障がいをお持ちの方が大勢いる。この様な方達にとつて、意思の伝達が出来ることが、ちょっとした援助が、より安全で安心な外出に繋がる。

発達障がいのあるお子さんのお母さんから、子ども達の障がいをもっと理解してもらいたとの、話を伺った。何かあった時に、子ども達が伝えたい事が十分に伝わるのかと大変に心配していた。

私達は、もっと必要とされるサポートの内容を知るべきだと思つし、市としても必要とされるサポートの周知をすることが急務だと痛感したが、市の考えは、いかがか。

また、各自自治体で、アプリ会社と協定し、住民の安全を考えている取り組みがあちらこちらに見られる。本市においても、目に見えない障がいに対応出来る全国共通のアプリを考えてみるなど、先駆的な取り組みを考えることを提案するが、市の考えをお聞かせ願う。

2点目、高齢者や障がいのある方が安心して、生活出来る為に、道路等の整備で安全で美しいまちづくりを提案する。

相模原市で今年の1月から始めた取り組みがある。

それは、「道路通報アプリ」パッ撮るん」という、やはりアプリを利用したものである。そこには、舗装穴だけで無く倒木などで通行出来ない、カーブミラーが傾いているとかガードレールが壊れているなどの情報をアプリで通報することにより、市が対応するというシステムである。

スマホを使用するため、現場の写真で状況が正しく伝わりGPS機能により場

所も正確にわかり、大変に便利と好評に進められている。前もつてこの様なシステムの話を担当課にさせてもらった。

市でもパトロールをしているが、急を要する危険箇所は、まだまだたくさんあると思う。本市でも、安全で美しいまちづくりのために、この「道路通報アプリ」を推進していくべきと考えるが、このようなシステムを導入に本市はどのようにお考えか、お聞かせ願う。

3点目、社会参加すること、他者のためになつたり、自身の健康管理にもつながら、ボランティア人口を増やすため、還暦を迎えた（アラ還）の皆さまを対象にした「還暦式」の提案をする。

ボランティアの人口が増えることによつて、地域の潜在能力がどれほど、発掘されるかわからない。

アラ還世代が、お互いに情報交換・情報提供できるよう集いの場が出来、新たなネットワークが生まれ、更に新しい社会参加の方法に発展したり、社会参加する人の増加につながるなど超高齢社会に向けて好循環な社会活動の基盤となり、まさに一人ひとりが地域の中で支え合い、安心して暮

らせるユニバーサル社会を作る中核となつていけるのではないか。

そのきっかけづくりに、「還暦式」の提案をする。この様な提案に対して市の考えをお聞かせ願う。

1回目の市長答弁

まず、1点目の「障がい者の意思の疎通」については、外見上は障がいがあると認識されにくいことなど、これらの方々に対して、周囲の理解が低い状況となつている。

このような状況の中、障がい者の意思疎通の向上と障がい者への理解を深めていただくため、障がいの種類、内容、周囲に気を付けてもらいたいこと、緊急時にお願したいことなどを記載したリーフレットやポスターを作成している。

作成したリーフレットを市民の皆様配布するとともに、ポスターを公共施設等へ掲示し、広く周知を図り、障がいに対する社会の理解の促進に努めて参る。

また、目に見えない障がいに対応できる全国共通アプリの作成についてであるが、既に、民間の通信業者等において、パソコン用、携帯用など障がいの種別に

対応する意思伝達系や手書き・筆談系など様々なアプリが作成されているので、今後においては、意思疎通を円滑に図っていくために、どのようなアプリを活用していくことが効果的であるか検討して参りたいと考えている。

次に、2点目の道路通報アプリの推進についてであるが、道路施設の老朽化による破損については、全国的な課題として各機関、各自治体が対応に苦慮している。本市においても、道路施設の損傷に係る修繕の件数は年々増大し、人間的にも費用的にも負担が増している。このような状況下、道路破損の情報を得たときには、緊急性の高い場合については市職員と当番業者により、早急に対応し道路の健全な管理、利用者の安全の確保に努めている。

また、道路破損の情報については、市民の皆様からの通報はもとより、担当課の職員による巡視ばかりではなく、全職員に情報の呼びかけを行い、情報収集に努めている。道路通報アプリについては、今後、調査・研究して参る。

次に、3点目の「還暦式」の提案についてであるが、本市の地域コミュニティの

状況を見ると、様々な地域の活動に市民自らがボランティアとして参加し、一人ひとりが持てる力を十分発揮し、人と人との繋がりがや支い合える仕組みづくりの基盤は整っていると認識している。そのため、各地域での活動は継続されているものと考えており、「還暦式」については考えてません。

しかしながら、誰もが地域社会の一員として支え合い、安心して暮らせるユニバーサル社会を推進するために、若年層からのボランティア教育の強化やボランティア活動への参加の促進ボランティアに対する情報交換や情報提供の場を確保する中でボランティア人口を増やし、社会活動に積極的に関わることが出来る体制について、更なる強化に努めて参る。

活用も含め検討していただけなのか。その上で、リーフレットやポスターを使つての周知をすることが、大事だと考えるが、市の考えをお聞かせ願う。

2 回目の質問

1 点目、内部障がいの方や外からは、わかりづらいと言われている障がいの方からも、どのようなサポートが必要か、アンケートをとって頂き、当事者といわれる皆さまの声をしっかりと聞き実際に、自分の思っていることが、相手に伝えられるような工夫をアプリ

そのうえ、市内の危険箇所をいち早く市が知ることも出来るという、大きな利点がある。美しいまちづくりと市民の安心安全な生活を提供するためにも、道路通報アプリの導入を今一度、考えていただきたいと思つた。

2 点目、あちらこちらから、イタズラを含めて、収集出来ないほど情報がきて、対応しきれないのではと考えたが、本市の10倍以上大きな自治体の相模原市での返事は、1月よりスタートしたが、初めは、いたずらの通報もあつたが、今は、そのようなことも無く、通報の7割に対応しているとのことであつた。広い地域だからこそ、見回りしきれないので、市民の皆さまからの情報が大変にありがたいたのことであつた。

また、2 つ目は、予算のことである。本市では、平成26年度の市道の維持管理事業であるが、土木費の約10%前後である。お聞きするところ、自治体の大きさは、違いがあるがアプリを使用しても、事業費の割合は、ほぼ同じくらいであつた。

市民の皆さまから、情報を頂くことによつて、確かに仕事の量が増えるかに見えるが、事業は、計画通りに実施されているとのこと。

そのうえ、市内の危険箇所をいち早く市が知ることも出来るという、大きな利点がある。美しいまちづくりと市民の安心安全な生活を提供するためにも、道路通報アプリの導入を今一度、考えていただきたいと思つた。

3 点目、先日、視察に行つた下松市では、「還暦式」の話から、「介護予防推進アラカン志ネットワーク育成支援事業」を展開して、生きがいづくり、口コミ解消、健康長寿を伸ばす、ボランティアデビューをすることに、他者のために尽くすという最高の生き方を探すことへと、大きく市全体で取り組む様子を伺つてきた。

本市でも「65歳からの青春」と広報で、取り上げているが、実は、「還暦式」と言つたのは、60から64歳までの方達に特に焦点を充てての提案である。5歳刻みの人口にすると3844人と、どの世代と比較しても、その数は一番多く、実は、私もその中の1人である。

この5年間はまだまだ生産年齢のうちでもあるが、この「還暦式」をきっかけとして、「一人一ボランティア」をめざし、地域の絆力アップの中核になっていくことが、「ユニバーサル社会」のまちづくりには、必要不可欠と考えるが、市の考えをお聞かせ願う。

2 回目の市長答弁

1 点目の「障がい者の意思の疎通」についてであるが、本市の障害者福祉計画については、内部障がい等も含め身体障害者手帳など手帳を所持する方々に対し、アンケートや聞き取りを実施し、その結果を反映し、策定したものである。

パンフレット、リーフレットについては、この計画の一環により作成したので、今後においては、障がい者に対する理解を深めていたために、配布及び施設への掲示により、広く市民の皆様に対して周知を図つて参る。

また、アプリの活用については、先ほど答弁申し上げたとおり、意思疎通を円滑に図つていくために、どのようなアプリを活用していくことが効果的であるのか検討して参る。

次に、2 点目の道路通報アプリの推進についてであるが、先ほど答弁申し上げたとおり、導入費用や課題、また、その有効性等を調査・研究して参る。

次に、3 点目の「還暦式」の提案についてであるが、先ほど答弁申し上げたとおり、既に60歳以上の方々は、本市の地域コミュニティの状況の中において、社会参加や地域の繋がりをもち、あらゆる地域活動において活躍されているものと認識している。

したがって、「還暦式」という形式に捉われることなく、60歳から64歳の方々をはじめ、市民の誰もが自分の培つてきた知識・能力を地域に還元し、また、地域で行われている社会活動や地域のボランティア活動等に積極的に関わることが可能となるような「ユニバーサル社会」を実現するための支援・体制づくりを強化して参る。

先ほど答弁申し上げたとおり、既に60歳以上の方々は、本市の地域コミュニティの状況の中において、社会参加や地域の繋がりをもち、あらゆる地域活動において活躍されているものと認識している。

したがって、「還暦式」という形式に捉われることなく、60歳から64歳の方々をはじめ、市民の誰もが自分の培つてきた知識・能力を地域に還元し、また、地域で行われている社会活動や地域のボランティア活動等に積極的に関わることが可能となるような「ユニバーサル社会」を実現するための支援・体制づくりを強化して参る。

したがって、国のペナルティが無くなった訳ではないので、また、いつ制度の改正があるかも不安である。そこで本市では、制度の

重度心身障害児の医療費窓口無料化の復活について

1 回目の質問

ご存知のように12月9日付の山梨日日新聞に「後藤知事、障害児医療費の窓口無料の復活を表明」とあつた。

しかし、国のペナルティが無くなった訳ではないので、また、いつ制度の改正があるかも不安である。そこで本市では、制度の

常態化も考えていただきましたと思つた。

また、県の議会においても、質問のなかには、独自の見直し制度に批判の声もあるようだが、本市においては、一日も早い制度の復活にふみきつていただきたいと思つたが、市長の考えをお聞かせ願う。

1 回目の市長答弁

重度心身障害者医療費助成制度については、現行の制度は、障がい児が自動還付、健常児が窓口無料であるため、山梨県内の一部市町で窓口無料化の復活へ向けた取り組みが行われている。

本市においては、利用者の利便性等を考慮した中で、障がい児の一部負担を軽減するため、窓口無料化に向け検討を進めていた。

このようの中で、今月8日の山梨県議会において、後藤知事は、重度心身障害児の医療費支払いについて、来年4月をめどに自動還付方式から窓口無料方式に戻す考えを示した。

このため、本市としては、窓口無料化への体制整備を進め、中学3年生までの障がい児に対し、来年4月から窓口無料化を実施して参る。

全文については、市議会ホームページにおいて閲覧できます。また、市立図書館および市議会図書室での閲覧は、おおむね3月中を予定しています。

市政一般質問

12月

《抜粋》

羽田 幸寿 議員



観光版タウンズニーカーの導入について

1 回目の質問

一昨年の富士山世界文化遺産登録により、この地域に、国内外より多く方が訪れるようになった。人気スポットである新倉山浅間公園の賑わいはご承知の通りである。ただ訪れた方々が、その他の観光スポット等にお越しいただいているかは、その数に比べると少ないのではないかと。

その他の観光施設、観光スポットへの誘客など様々な角度からの検討、策定を行っていると思うが、市内

で宿泊施設を経営されている方から「我々小さい宿泊施設では、大手の宿泊施設のように自前の送迎ができない。我々のお客様の多くは、富士山駅などから、タクシーなどを使いお越しいただいているが、その他のアクセスを聞かれるが他になく、我々も協力できる事はさせていたかどうか、市内観光施設と宿泊施設を取り込んだタウンズニーカーを検討して欲しい。」との提案をいただいた。

私は、「おもてな市、富士吉田」を進めて行くために、観光施設、観光スポットへの誘客を図る為の交通手段の一つとして、観光版タウンズニーカーの導入は不可欠かと考えるが、堀内市長の考えをお伺いする。

1 回目の市長答弁

現在、運行しているタウンズニーカーは、富士吉田市民の生活に必要な交通手段の確保を目的として、本

市が富士急山梨バス株式会社と運行協定書を締結し、市内循環3路線を運行している。

当該タウンズニーカーの導入時には、観光バスの路線化についても検討したが、費用対効果及び採算性の確保が難しく、また、市民生活にも直結していないことから導入を見送った経緯がある。

観光版タウンズニーカーについては、費用対効果や採算性の確保が非常に難しいことから、既存のタウンズニーカーへ観光客の皆様を誘導するため、時刻表等を宿泊施設等に配布するとともに、観光パンフレット等にタウンズニーカーの停留所から最寄りの観光スポットの案内や徒歩での時間表示を掲載し、より利用しやすい環境を整えて参りたいと考えている。

道路用地の有償について

1 回目の質問

前回の一般質問でも述べたが、「新設道路だから、政策的道路だから有償、一方では、市道の拡幅だから無償でお願いしたい。」これでは、土地所有者として

は複雑な気持ちではないか。その後、市民の方々から、有償化について賛同する声もいただいている。市民の声として、無償から有償へ舵を切ったかどうかと考えるが、堀内市長の考えをお伺いする。

1 回目の市長答弁

昨年6月議会で答弁申し上げたとおり、全国的に問題になっている道路施設の老朽化対策、また、未整備な路線に対する陳情件数や現在進行中の整備案件も多くなることから、これらを効果的、効率的に整備していくには、今後膨大な支出が予想される。

このような状況の中で用地の有償化を行うと、整備の進捗が遅くなり、地元からの必要性の高い陳情に対し、支障を来すことが危惧される。

したがって、陳情道路においては、市民の皆様の貴重な財産ではあるが、今後無償寄付において御協力をお願いして参りたいと考えている。

の評価及び改善を行い「選択と集中」により、より効率的で計画的な行財政運営に努めるとある。

私は、この政策の中に、道路用地有償を取り上げて、財源の問題、時期などを、計画的に進めていくべきだと考えるが、堀内市長の考えをお伺いする。

2 回目の市長答弁

道路用地の有償化については、先ほど答弁申し上げたとおり、整備の進捗が遅くなり、地元からの必要性の高い陳情に対し、支障を来すことが危惧される。

したがって、陳情道路については、市民の皆様の貴重な財産ではあるが、今後無償寄付において御協力をお願いして参りたいと考えている。

3 回目の質問

私は、陳情道路用地に絞って質問したが、それでは、建築基準法第42条2項道路については、どうか。

昨年6月議会でも、3度目の質問で、2項道路についてふれたが、今回は市道認定されている687路線を対象に質問をさせていた

687路線の内、まずは、市道から市道につながり、

4m未満の市道を対象に、建て替え工事等による建築基準法第42条2項にて、道路とし生じる土地、いわゆる2項道路を、道路用地として有償にしたらどうか。

認定道路ではあるが狭く、建て替え工事等がなければ、道路幅が確保できない路線は数多くあると思う。確かに道路は、一定の区間が同一幅で整備されるのが理想だが、すでに整備されている路線であり、2項道路により生じた用地を確保し、歩行者の安全などを考えた回避スペースとして、整備する事は重要ではないか。

私は、全ての道路用地の有償について、今すぐにも実施していただきたいと思うが、それが困難であれば、まずは、対象を絞って有償にしていけたらどうかと考えるが、堀内市長の考えをお伺いする。

3 回目の市長答弁

4m以下の道路沿いに建築物を建築する際に、道路の中心線から2m後退した線を道路境界線とみなし、4mを確保する、いわゆる建築基準法第42条2項道路は、市道認定されている路線以外にも多数存在する。

市道認定された2項道路及び他の2項道路、またそ

れ以外の道路用地を含め、陳情道路の用地については公平性を保たなければならぬ。

したがって、市道認定された2項道路扱いの用地についても、無償寄付にて御協力をお願いして参りたいと考えている。

新たな保育施設建設について

1回目の質問

雨坪土地区画整理地内にある保留地830坪を確保し、新たな保育施設建設について、地元としても、いつ完成するのか期待しているところである。

平成26年6月の一般質問において、平成28年度をめぐりに計画策定を目指していききたいとの答弁をいただいた。

子ども・子育て支援の新制度もスタートした現在、建設にむけて、いつまでにどのような計画ですすめていくのか、堀内市長の考えをお伺いする。

1回目の市長答弁

新たに子ども・子育て支援制度が本年4月から開始され、保護者の就労等を取り巻く環境が変化し、3歳

未満児の保育の需要が著しく増加している。

このような状況を鑑み、この保育ニーズを満たす施設の整備を行って参りたいと考え、今年度当初に基本構想に着手し、現在、基本設計に取り組んでいるところである。

今後においては、来年度に実施設計、平成29年度、平成30年度に建設工事を行って参りたいと考えている。

2回目の質問

堀内市長の答弁で、新たな子ども・子育て支援制度が本年4月より開始され、保護者の就労等を取り巻く環境の変化により、3歳未満児の保育の需要が増加し、その保育ニーズを満たす施設として整備を行いたいとの事だが、ここにはそれに特化した、0歳児から3歳未満児用の施設という事で理解してよいか。

また、そうであれば、4歳児からその保育施設から、他の保育施設へ転園しなければならぬという事になると思う。転園となると、子どもの環境の変化の対応が心配であり、また、2人の子どもの預ける場合、2カ所の保育施設への送り迎えによる保護者の負担を

考えると、今、基本設計に取り組んでいる事なので、それを考慮した保育施設にしていたらいいと考えているが、いかがか。

2回目の市長答弁

まず、新たな保育施設についてであるが、本施設は、0歳児から3歳未満児を対象とした施設を予定している。

次に、この保育施設の卒園後の転園についてであるが、現在も3歳未満児のお子さんは、保護者の就労に合わせた保育園に入園し、3歳以上になると小学校区域の保育園に転園しているのが現状であり、また、環境の変化による子どもに与える影響を極力少なくした対応に努めている。

次に、複数のお子さんを預ける場合の保護者の方の送迎等の負担についてであるが、入園に際しては、現在も兄弟姉妹の同一保育園への入園を優先しているところである。

新たな保育施設にあっても、3歳未満児の兄弟姉妹は共に入園させ、兄や姉が他の保育園に転園する際は、同じ保育園に転園させて参りたいと考えている。

市道大明見下の水線について

1回目の質問

平成29年3月の全線供用開始にむけて、順調にすすんでいることと思うが、地元としては、嬉しい反面、不安を感じている方も多くいる。

それは、市道見留目小原線と交差する交差点での交通事故の発生を危惧している事である。

この交差点はいまさら言うまでもなく、市民の方々ははじめ、沿線に整備される学校給食センターなどへの搬入車両や、(仮称)富士吉田北スマートインターチェンジを利用する市外、県外の方々などにより交通量が激増する交差点になり、それを回避するためには、信号設置が不可欠である。

一般質問等でも、現在の県道に設置してある信号からの距離が短い、交通量が少ないなどの理由により、山梨県警察本部より当面は信号設置しないとの回答を得ているとの答弁であった。

そこで、私も自分なりに調査を行ったが、今の交差点の現状では、たとえ交通量が増加しても、信号設置

は困難との結果であった。理由として、給食センターから上り車線を進んできて、交差点を右折する場合、それから丸加石油さんへ進む市道見留目小原線の幅員が狭く、信号待ちで停車している車とのすれ違いが難しく、それにより渋滞が発生してしまふ。少なくとも交差点から、信号待ちで停車する何台かの距離の道路幅員は広げないと難しいのではないかとこの事であった。

2回目の質問

山梨県警察本部の対応を変えるのは、市道拡幅も視野にいたった考えをしていかなければ、信号設置は困難だと考えるが、堀内市長の考えをお伺いする。

堀内市長からも、地元と協力しながら、山梨県警察本部に対して、粘り強く要望していきたいとの力強い答弁をいただいたが、合わせて、信号設置にむけた富士吉田市からの、提案をしていただきたいと思つたが、いかがか。

平成29年3月の全線供用開始に向け、残り僅かになったが、堀内市長の考えをお伺いする。

市道大明見下の水線と市道見留目小原線の交差点への信号設置についてであるが、山梨県警察本部の対応を変えるために、市道を拡幅して信号を設置することについては、多額の費用を要するなどの費用対効果や、市道見留目小原線の交通量の見込みなどを考慮すると非常に困難であると考えている。

しかしながら、信号設置については、私も、地元の皆様と力を合わせ、機会あるごとに山梨県警察本部に対して、粘り強く要望して参りたいと考えている。

市道を拡幅して信号を設置することについては、先ほど答弁申したとおり、多額の費用を要するなどの費用対効果や、市道見留目小原線の交通量の見込みなどを考慮すると非常に困難であると考えている。

信号設置に向けた提案については、地元の皆様と力を合わせ、引続き、山梨県警察本部に対して、粘り強く要望して参りたいと考えている。

信号設置に向けた提案については、地元の皆様と力を合わせ、引続き、山梨県警察本部に対して、粘り強く要望して参りたいと考えている。

信号設置に向けた提案については、地元の皆様と力を合わせ、引続き、山梨県警察本部に対して、粘り強く要望して参りたいと考えている。

2回目の市長答弁

市道を拡幅して信号を設置することについては、先ほど答弁申したとおり、多額の費用を要するなどの費用対効果や、市道見留目小原線の交通量の見込みなどを考慮すると非常に困難であると考えている。

信号設置に向けた提案については、地元の皆様と力を合わせ、引続き、山梨県警察本部に対して、粘り強く要望して参りたいと考えている。

信号設置に向けた提案については、地元の皆様と力を合わせ、引続き、山梨県警察本部に対して、粘り強く要望して参りたいと考えている。

市政一般質問

12月

《抜粋》

秋山 晃一 議員



重度心身障害者医療費助成制度について

1回目の質問

重度心身障害者の医療費助成制度に関して再度お聞きする。9月の議会で15歳までの障がい児については、他の市町村の動向を見極める、利用者の利便性を十分考慮する、という主旨の答弁であった。すでに2市で条例改正が行われ、甲府市、身延町など4市2町が12月定例議会に改正案を提出する方針だ。

また、知事は来年4月から窓口無料に戻す考えを明らかにしたと報道されている。この窓口無料に戻すことについて市長の考えをお聞きする。

市独自で戻した場合、負担は約800万円あまり。県が踏み切ることによりその負担は少なくなる。福祉向上のために良いことをしているのにペナルティーを国から課されることは理不尽ではあるが、障害を持った子どもを第一に考えて一刻も早く戻すべきではないか。戻すのであれば、知事と同じ来年4月開始ではないかと考えるがいかがか。また、対象年齢、医療費助成の方法についてはどのように考えているのか。

1回目の市長答弁

重度心身障害者医療費助成制度は、現行、障がい児が自動還付、健常児が窓口無料であるため、山梨県内の一部市町で窓口無料化の復活へ向けた取り組みが行われている。

本市においては、利用者の利便性等を考慮した中で、障がい児の一部負担を軽減するため、窓口無料化に向け検討を進めていた。このような中で、今月8

全文については、市議会ホームページにおいて閲覧できます。また、市立図書館および市議会図書室での閲覧は、おおむね3月中を予定しています。

日の山梨県議会において、後藤知事は、重度心身障害児の医療費支払いについて、来年4月をめどに自動還付方式から窓口無料方式に戻す考えを示した。

このため、本市としては、窓口無料化への体制整備を進め、中学3年生までの障がい児に対し来年4月から窓口無料化を実施していく。

また、医療費助成の方法については、重度心身障害者医療費助成制度の中で対応していく。

地域医療構想について

1回目の質問

山梨県の地域医療構想策定検討会が10月に行われ、医療機能別必要病床数は大幅な削減の数値が出されマスコミ報道では、既成の事実のような印象を市民にもたらしている。

まず、市立病院ではどのような病床機能報告を行ったのか、また、数年後にはこのような病床の削減が可能、あるいは必要と考えているのか。

検討会で、病床の削減の数字が出された背景には社会保障・税一体改革の具体化として動き出されたことがある。医療改革を「医療・介護分野の改革」として、介護と一体的に見直すことが提起された。

ねらいは病床の削減と再編だ。「医療・介護総合法」によつて「病床機能報告制度」と「地域医療構想」の策定が行われ検討会で構想が示された。

富士・東部圏域では、急性期病床が大幅に減る計画である。現在の病床稼働率が低いと推測される。しかし、当地で病床稼働率が低い背景には、病気を抱えながら経済的な事情や交通事情、診療科の不足

あるいは長時間労働のため受診しなくてもできていないなど、潜在的な需要が広範に存在していることが考えられる。そうした医療需要は全く考慮されていない。急性期病床を減らすことではなく、受診できていない諸問題の解決を図ることが求められているのではないか。

また、市の特性を考慮して、4つの機能ごとの必要病床を決めていく事が大切ではないだろうか。

次に、構想では慢性期病床を3分の1減らし、在宅施設へ移行していくとなっているが、市内の介護施設への入所を希望する待機者数は約400人とまだまだ介護施設は不足している。

在宅診療医、訪問看護ステーションなど在宅医療を推進する体制も十分とは言えない。

高齢者単身世帯や高齢者世帯を考えれば、慢性期病

床を減らし、在宅へとなればそれらの家庭での負担は大きくなる。

慢性期病床の削減は、介護施設の状態や在宅医療の充実の状況も見ながら検討していかなければならない課題だ。

構想が示す急性期および慢性期の病床削減に対して市長の考えはいかがか。

1回目の市長答弁

まず、地域医療構想は、総人口が減少し、団塊の世代が75歳以上となり、高齢者が増加する平成37年に向け、質の高い医療供給体制を整備するため山梨県が構想区域ごと、医療機能ごとに平成37年の医療需要と必要病床数を推計し、目指すべき医療供給体制を実現するための施策を定めたものである。

また、同時に地域における病床の機能の分化及び連携の推進のため病床機能報告制度も創設され、平成26年より病院の現況についての報告を山梨県知事に行っている。

本年6月の政府報告書を踏まえ、山梨県は、地域医療構想に反映される推計値を公表した。この数値は、平成37年の推計人口、平成25年度の入院受療に関するデータを厚生労働省が分析して示したものを基に算出したものであり、県内4構想地域全体で減少すると推

計したものである。

そして、本市を含む構想地域である富士・東部地域についても全体的には病床数が減少する見込みとなっている。

しかし、地域医療構想は、将来の医療需要の変化の状況を地方公共団体、医療関係者が共有し、それに適合した医療提供体制を構築するための取組みが基本であり、早急な病床削減を目的としたものではないものと認識している。

公表された推計値においては、急性期病床、慢性期病床の画一的な減少となっているが、先ほど申し上げた病床機能報告の概要では、急性期病床に関し、富士・東部地域内の公立病院と比較しても富士吉田市立病院は高い病床稼働率を示している。

また、介護施設の待機者とそれに対応する介護施設の状態、在宅医療の在り方などと併せ、本市における実情を考慮し、今後の適切な医療提供を実施することができるよう急性期、慢性期等医療機能ごとの適切な病床数の確保に努めていく。

2回目の質問

「医療・介護総合法」と、それに基づく地域医療構想によると、県は国が作成するガイドラインを用いて地域医療構想を策定し、4つの病床区分ごとに、必要量

を設定している。

各医療機関から報告された病床数が「必要量」を超えている場合は県が協議を行う。医療機関が「必要量」より多い転換を計画している場合は、知事は「説明書」を求め協議するとともに、県医療審議会で説明を求めることができるとされている。合意に達しない時は、知事は「必要量」を超えている区分の病床について、転換を中止して他の病床へ移行することを要請

公的病院には、命令・指示もできる。「要請」に従わない場合「勧告」、それでも従わない場合は、病院名の公表、補助対象からの除外、地域医療支援病院などの指定の取り消しなどペナルティーを課すこともできるとされている。

適切な医療提供を実施できる病床数を確保するためには強い意志が必要だ。再度、医療供給体制と病床数についての明確な考えをお聞きする。

2回目の市長答弁

地域医療構想は、平成37年に向けての医療需要の変化に適合した医療提供体制を作る自主的な取り組みであり、地域における個々の医療機関の役割を連携、協議し検討するものである。

山梨県が設置する「地域医療構想調整会議」においても関係者との連携を図り

つつ、地域医療構想の策定段階から、その実現に向けて必要な事項を協議することとしている。

こうしたことから、平成37年に向けて、本市における10年後の医療の必要量、並びに本市を含む構想地域における医療等にかかる実情を十分に認識し、今後の適切な医療提供を実施するために必要な医療機能ごとの病床数を確保していく。

木質バイオマスによるまちづくりについて

1回目の質問

以前質問を行った際に、市長は「バイオマスエネルギーは二酸化炭素の発生が少ない自然エネルギーで、化石燃料にかわるエネルギー源として期待されている」との認識を示され、「県と連携をとる中で、バイオマスの活用について調査研究をすすめる、そのちに木質バイオマスの推進計画策定について検討していく」と述べられている。

私は、バイオマスタウンとして10年来取り組んでいる岡山県真庭市に行く機会があり、バイオマスの可能性について考えさせられた。

まず、バイオマス発電事業だが発電規模1万kwの施設で2万2千世帯分の電力を供給する予定であるそ

うだ。さらに、施設の暖房冷房もバイオマスによって行われ、温水プールの熱源としても使われていた。さらに、一般的なストーブやボイラーとして利用されている。化石燃料からバイオマス燃料に切り替えのメリットは二酸化炭素排出量の削減のほかに「燃料コストの削減」がある。灯油1リットルを燃やして得られる熱量は9千キロカロリー、同じ熱量をペレットやチップによって得ようとするとコストは3分の2から、半分になると説明されていた。

この市ではバイオマスエネルギーの利用を推進し、エネルギー自給率20%を目指すということだが、わが市にとっても安価な熱源を市民に提供するバイオマスについて考えていくべきではないか。これまでの取り組み状況を示していただくとともに、現在の市長の考えをお聞きする。

また、木質バイオマスですすめる当市の施策としてペレットストーブ設置への補助が始まったところだが、さらに薪ストーブ、農業用ボイラーの設置へと補助の対象を広げていくことが必要ではないかと考えるが、市長の考えはいかがか。

1回目の市長答弁
木質バイオマスへのこれまでの取り組み状況及び私の考え方についてであるが、

これまでの取り組み状況については、二酸化炭素の排出が少ないペレットストーブの製品化及び木質ペレットの安定供給の開始が見込まれる中、本年4月より、ペレットストーブの設置に対する補助金の交付を開始し、広報やホームページ等で広くPRを行ってきた。

また、本年8月には、富士北麓地域における、豊かな自然環境を活かした再生可能エネルギーの活用により持続可能な循環型社会を形成することを目的として富士北麓バイオマス協議会が設置され、各種イベント等においても普及啓発活動を行ってきた。

さらに、現在、環境教育の一環として、市内小中学校へのペレットストーブの設置、及び改修工事を計画している福祉ホールについても木質バイオマスボイラーの設置をすることとしている。

また、木質バイオマスに対する私の考え方は、木質バイオマスは、木材に由来する有機物である資源を指すものであり、持続的に再生可能な資源であることから、これをエネルギー源、または製品の原材料として利用することは、輸入に頼らない身近なエネルギーとして、地球温暖化の抑制や持続可能な循環型社会の形成に大きく貢献するもの

認識している。

一方、木質バイオマスの利用形態としては、ペレットストーブ、木質燃料ボイラー、木質バイオマス発電施設等があるが、特に木質燃料ボイラー、木質バイオマス発電施設の設置については、初期投資に莫大な費用が必要となるため、公共施設への導入に比べ全国的に民間施設への導入が進んでいない状況である。

したがって、まずはペレットストーブの普及に努めることとし、莫大な初期投資がかかる木質燃料ボイラー、木質バイオマス発電施設への設置については、国・山梨県と連携を図る中で、様々な課題を検討していく。

次に、薪ストーブ、農業用ボイラー設置への補助拡大についてであるが、本年4月より開始したペレットストーブへの補助について、市内の森林資源に見合ったものとして継続していきませんが、煙害等の懸念のある薪ストーブや、導入に当たり多額の初期費用を必要とする農業用ボイラーへの補助については、市民の皆様からの意見などを踏まえ、今後、検討していきたいと考えている。

2回目の質問
市は、本年によりやくペレットストーブ設置への補助を始めたところで、木質

バイオマスの普及については始まったばかりである。さらにスピードを上げて木質バイオマスの普及に取り組むべきではないか。

県の補助対象は、ペレットまたは薪を燃料として使用するストーブ、木質バイオマスボイラーである。

また、山梨市などは、バイオマスタウンの指定を受け薪ストーブなどに補助を行っている。当市でも先進地の例も研究しながら、木質バイオマスを活用したまちづくりの検討を早期に進めるべきではないかと考えるがいかがか。

2回目の市長答弁

まず、木質バイオマスの普及についてであるが、木質バイオマスは、地球温暖化の抑制や持続可能な循環型社会の形成に大きく貢献するものである。市内の森林資源に見合った形で活用方法の一つとして、ペレットストーブの普及については、山梨県と富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合と協調しながら、今後も積極的に対応していく。

次に、木質バイオマスの活用の可能性についてであるが、木質バイオマスの活用については、まだまだ様々な課題があることから、他市町村の先進的な事例などを踏まえ、利用者、関係団体、山梨県等各方面の御意見を参考とする中で、検討していきたいと考えてい

全文については、市議会ホームページにおいて閲覧できます。また、市立図書館および市議会図書室での閲覧は、おおむね3月中を予定しています。

市政一般質問

12月

《抜粋》

横山 勇志 議員



企業誘致対策について

1回目の質問

市長は政策の中に企業誘致を掲げており、その公約の中でも「雇用の確保と市の活性化」を謳っている。私も、企業誘致の必要性を過去の一般質問等で何度か提案してきたので市長の発言や政策的な動向には注視している。

そこで、市長に確認しておきたいことがある。市長に就任してから今まで、「どのように企業誘致に取り組んでこられたのか。」その経緯を説明していただきたい。

また、平成20年8月に明

治大学跡地に企業誘致を行った工作機械メーカー「牧野フライス」についてお聞きする。

この事業は、操業開始後5年以内に300人の雇用に約束しており、市民の関心も高く、我々市議会としても大いに期待した誘致であったと記憶している。

そこで、具体的に当該地を牧野フライスに企業誘致した経緯を説明していただき、次に、その企業誘致が本市にとってどのように雇用創出に貢献し、また税収面ではどうなのか、費用対効果はどのようになっているのか、市長の見解をお伺いする。

また、冒頭で申し上げた通り、市長は公約の中で、企業誘致を進め雇用の確保と市の活性化」を約束している。しかし、私の感じるところでは、未だその実効性が担保されたとは到底思えない。

本市の人口は減少し続け、先の牧野フライス以降目立った企業誘致もなされていないように見受けられる。つまり、「市長は本気で企業誘致対策を思考されているのか。」私は市長の覚悟を問いたいと思うので見解をお伺いする。

また、平成19年に私が一般質問した「先端環境技術と融合するまちづくりと教育機関の誘致について」の中で触れたように、教育機関も企業誘致の一つだと思

う。いずれにしても、人口減少・少子高齢化の進む中、どこか自治体でも対策状況は厳しいが、市長の強い信念による企業誘致対策の今後の展望とその思いをお伺いする。

1回目の市長答弁

まず、市長就任後の企業誘致への取り組みに対する経緯であるが、企業誘致は市勢進展の原動力であり、最重要施策の一つに位置付け、積極的に取り組んできた。

企業誘致に当たっては、情報発信に加え、まさにトップセールスが必要な分野であると考え、私自らも関係各方面に積極的に働きかけてきた。

また、企業の誘致を推進するため、進出企業に対する助成金、固定資産税の課税免除、人材確保等雇用促進支援助成金等、進出しやすい環境も併せて整備した。その結果、平成21年には、

株式会社鳴川が都留市から本市に移転、また、富士山に育まれた湧水の豊かさを求め、富士の湧水株式会社、富士山の銘水株式会社、株式会社ウォーターゲイラク、富士ミネラルウォーター株式会社等が立地し、また、富士山山水株式会社に対するアサヒ飲料株式会社の資本提携、キリンビバレッジ株式会社と本市との企業立地協定の締結等、積極的な企業誘致を行ってきた。

次に、株式会社牧野フライス製作所を企業誘致した経緯についてであるが、私自身がトップセールスという形で直接企業へ立地の働きかけを行い、公共インフラ等の条件を整え企業誘致を実現させたものである。

次に、牧野フライス製作所の企業誘致に伴う雇用創出への貢献及び税収面や費用対効果についてであるが、現在、正規社員として本市からは約50名の雇用があり、富士吉田工場全体では約240名の就労に繋がっている。現在、増設第3期工場を建設中であり引き続き雇用の増加が見込まれる。

税収面については、現在企業誘致に伴う奨励措置により固定資産税の賦課は行っていないが、平成30年度からは固定資産税に対する収納が見込まれる。また、法人市民税及び雇用された市民の個人住民税について

は、今後も維持されるものと考えている。さらに、本年度から「雪害時における除雪車両等の派遣協力に関する協定書」を締結した。その面から、費用対効果については見出せるものと考えている。

次に、企業誘致対策の今後の展望とその思いについてであるが、地域や民間事業者の創意工夫やノウハウを最大限活かした総合戦略を策定した。企業誘致については、全庁一丸となつて強力に実行していきたいと考えている。

現在、大型産業集積エリアと位置付けた東富士五湖道路富士吉田インターチェンジ周辺地域では民間主導による区画整理事業が進行しているが、行政としても、エリア内のインフラ整備等支援を図っていく。

いずれにしても、企業誘致については、本市において最重要施策の一つであり、私の政治生命を賭して最大の努力を傾注していく。

2回目の質問

一言言っておくが、私はここで市長の努力を批判しているわけではない。結果がなかなかついてこない事は何が問題なのかと感じているのだ。

私は、本市が魅力ある街だと思っている。しかし、企業側にとって「本市は本当に魅力があり、実際に進出したいと思うのか。」さらに「他地域と比較して何が満たされれば企業は進出することを前向きに検討してくれるのか。」などを謙虚に分析する必要があると感じている。

従来通りの企業誘致対策の考え方は結果不十分であり、固定資産税の減免措置、人材確保等雇用促進支援助成金などはこの市町村も整備しており、これに食いつく企業は皆無ではないか。「何がどのように足りないのか。」市長がトップセールスで培われた経験からの分析を率直にお伺いしたい。また、本市の独自性を打ち出すべきではないか。市長の見解をお伺いする。

次に「富士吉田地域創生戦略」についてであるが、その中で過去5年間で1社だった企業誘致を、平成32年までに10社にする。これは、市長答弁にある民間主導の区画整理事業と一部関係があると思われる。そこで市長にお伺いする。

あくまで民間の事業だが、この事業は総額どのくらいを見込まれ、市の負担がおおよそどのくらいになるのかお伺いする。

また、この事業で想定されている企業は何社でどのような形態の会社なのか、さらに、この事業で見込まれる雇用人数は何人ぐらいいを想定しているのか、差し支えない中でお伺いする。

続いて、平成22年3月の一般質問で私が提言して、市長も答弁の中で「思いを同じくしているところである」とした「仮称、富士吉田南スマートインターチェンジの整備」についてだが、市長をはじめ関係各位・各所のご尽力で、平成32年度を目標に供用開始予定とのことである。

一方で、未整備の市道に關しては未だ問題点も多く、ひいては企業誘致対策の妨げになる事案があると認識している。

それは「陳情道路」いわゆる全て寄付の無償道路と「政策道路」いわゆる行政が買上げる有償道路のことである。

具体的な例で言うと、市道横町熊六線をはじめ、私が入居する横町バイパス以南、熊六地域周辺は、用途地域の指定のない区域、いわゆる白地地域がたいへん多く、地権者の方々や自治会役員

の皆様が土地の有効活用のために、2mに満たない市道を拡幅し行政に陳情等をおこしているが、なかなか陳情道路は無償で土地の寄付ということなので話が進展しない。こういった話は富士吉田市全体でも多く見受けられる。

そこで伺います。本市は無償提供に頼るばかりではなく、有償扱いという考え方も視野に入れて本市の市道拡幅を加速させ、企業誘致を有利に持ち込む方策も必要かと思うが、市長の考えをお伺いする。

最後に、教育機関の誘致について市長にお伺いする。私事であるが、本年3月までの6年間、山梨県立富士北稜高等学校の学校評議員を務めていた。その中でも、2年間の専門教育があれば地元企業に入りやすいとの声を多く聞いた。

そのような中、今年の11月26日以後藤原知事は、県立高等専門学校（高専）の開設を既存の工業高校への専攻学科開設へと方針を変更した。このことは既存の高校に学科を追加し、その上で2年間の専門教育を受講できるようにしたものだ。そこで、郡内地域なら既存の企業に講師依頼をするとかの優位性をアピールして教育機関を積極的に誘致するべきだと思うが、市長の考えをお伺いする。

2 回目の市長答弁

まず、これまでの企業誘致対策に対する分析についてであるが、本市を取り巻く特徴として、自然公園法・文化財保護法等、多くの法規制により企業誘致促進の妨げとなっている一面も存在している。

横山議員御発言のとおり、従来どおりの企業誘致対策では、企業が望む立地環境が整っていないため、企業誘致になかなか繋がらないことも十分認識している。

そこで、今後の新たな企業誘致対策としては、富士五湖地域は、年間1200万人もの観光客が訪れる。この集客力を背景として、首都圏に比べて立地コストが安く、自然環境にも優れ、各方面からのアクセスも良好な立地を生かし、地域貢献、産業振興及び雇用拡大等が図られる企業については、インフラ整備等の先行投資を前提に、更なる支援策を講じ、全庁一丸となり、最大限の支援を図ることで多数の企業誘致を確実なものにしたいと考えている。

次に、剣丸尾西土地区画整理事業についてであるが、現事業費総額については、現時点において、この事業計画書の承認に関する組合総会及び県知事の認可がなされていないので、私からお答えすることは控えさせていただきます。

いただく。市の負担については、事業内容を精査した上で、富士吉田市土地区画整理事業補助金交付規則に基づき、適正に交付していきたいと考えている。

また、見込まれる誘致企業及び雇用者数は、6社以上、1千人に迫る規模を想定している。誘致する企業については、県知事の事業認可がなされた後において、土地区画整理法に基づく仮換地が完了した時点で正式に確定する予定である。

この事業については、本市の将来の経済発展に直接結びつけるために、議会と連携し、できる限り支援していきたいと考えている。

次に、企業誘致に係る道路整備の用地有償化についてであるが、市民の皆様が貴重な財産ではあるが、陳情道路については無償、政策的道路については有償で対応していく。

次に、教育機関の誘致についてであるが、私は、高等専門学校等はこの地域に必要な不可欠な教育機関と考えており、これまで、後藤知事に直接お会いし誘致に向けてお願いしてきている経緯もある。議員各位や産業界のお力添えを頂く中で、近隣町村長とも連携を図りながら本市への教育機関の誘致に向けて、さらに積極的に山梨

県に対して働きかけていく。

3 回目の質問

ぜひとも、剣丸尾西土地区画整理区域内の企業誘致を成功させ、後世に残る英断になるよう邁進して欲しいと思うが、具体的に支援策はどのようなものになるのか市長の考えをお伺いする。

次に、企業誘致対策の情報発信について一点だけ市長に提言する。

私は、企業誘致対策の情報発信にプラスして、東京都内に富士吉田市の企業誘致はもちろん、ふるさと納税、観光案内、地場産業のアピール、さらには若者の定住促進につながるような情報発信基地を県の施設を間借りするのではなく、本市独自のアンテナショップを置くことが望ましいと考えている。

市長は常々「稼げる富士吉田市」と口にしてはいる。市長の言葉を実現するためには「本市のアンテナショップ」を設けるべきだと考えるが、市長のご意見をお伺いする。

まず、剣丸尾西土地区画整理事業に対する支援策についてであるが、企業誘致に適した周辺のインフラ整備を行う必要が生じている。当該事業区域は、公道と

接する部分が極めて少ないことから、事業区域内の計画道路と結びつくアクセス道路を整備することとした。また、上下水道についても、先行投資により順次整備を進めている。

いずれにしても、企業が求めるスピードにも十分対応できるように、全力を挙げて支援していく。

次に、本市のアンテナショップの設置についてであるが、過去にも、地場産品の展示販売や企業との商談の場など、東京都の浅草橋において、アンテナショップを設けたことがあった。しかしながら、現実として集客の問題や施設の利用頻度など期待していたほどの活用がなされなかったことから廃止とした経緯がある。

アンテナショップについては、山梨県の施設の活用や県内市町村と合同で出店する形を取ることが集客力や活用の利便性などより効果が高まるものと考えている。

しかしながら、アンテナショップは情報発信の有効な手段であるので、今後のアンテナショップの設置については、山梨県の施設の活用状況や本市単独での設置の費用対効果を十分に考慮し、総合的に判断していきたいと考えている。

本市の情報発信については、様々な活動や機会を通じて積極的に取り組んでいく。

委員会の審査から

総務経済委員会

文教厚生委員会

建設水道委員会

総務経済委員会

審査案件

議案第69号

富士吉田市行政手続に

おける特定の個人を識別

するための番号の利用等

に関する法律に基づく個

人番号の利用に関する条

例の制定について

議案第70号

富士吉田市職員定数条

例及び富士吉田市の証人

等の実費弁償に関する条

例の一部改正について

議案第71号

富士吉田市税条例の一

部改正について

議案第72号

富士吉田市消防団員等

公務災害補償条例の一部

改正について

議案第76号

富士吉田市立市民ふれ

あいセンターの指定管理

者の指定について

議案第79号

字の区域の変更につい

て

議案第80号

平成27年度富士吉田市

一般会計補正予算

(第2号)

審査結果

本案は、「富士吉田市

行政手続における特定の

個人を識別するための番

号の利用等に関する法律

に基づく個人番号の利用

に関する条例」の制定で

ありまして、行政手続に

おける特定の個人を識別

するための番号の利用等

に関する法律第9条第2

項に基づく個人番号の利

用に関し、必要な事項を

定めるため、所要の規定

を整備するものであり、

妥当と認められますので、

原案のとおり可決すべき

ものと決しました。

本案は、「富士吉田市

職員定数条例及び富士吉

田市の証人等の実費弁償

に関する条例」の一部改

正でありまして、「農業

協同組合法等の一部を改

正する等の法律」の施行

による「農業委員会等に

関する法律」の改正に伴

い、所要の改正を行うも

のであり、妥当と認めら

れますので、原案のお

り可決すべきものと決し

ました。

本案は、「富士吉田市

税条例」の一部改正であ

りまして、「地方税法等

の一部を改正する法律」

及び「行政手続における

特定の個人を識別するた

めの番号の利用等に関す

る法律」の施行に伴い、

徴収猶予に関する規定の

整備並びに各種申請書等

について「個人番号」又

は「法人番号」の記載を

求める等のため、所要の

改正を行うものであり、

妥当と認められますので、

原案のとおり可決すべき

ものと決しました。

なお、審査の中で、平

成27年4月1日から平成

29年3月31日までの間に

サービス付き高齢者向け

住宅である貸家住宅を新

築した者に対し、新築後

5年度分の固定資産税の

3分の2を減免すること

について、市民に十分に

周知してもらいたいとの

意見がありました。

本案は、「富士吉田市

消防団員等公務災害補償

条例」の一部改正であり

まして、「被用者年金制

度の一元化等を図るため

の厚生年金保険法等の一

部を改正する法律」の施

行に伴う共済年金と厚生

年金の統合により、共済

組合に関連する法律及び

共済年金等の語句の改正、

及び「地方公務員等共済

組合法施行令等の一部を

改正する等の政令」の施

行に伴う損害補償を受給

する際の算定方法の改正

等のため、所要の改正を

行うものであり、妥当と

認められますので、原案

のとおり可決すべきもの

と決しました。

本案は、富士吉田市立

市民ふれあいセンターの

指定管理者の指定であり

まして、地方自治法第2

44条の2第3項の規定

により、富士吉田市立

市民ふれあいセンターにつ

いて指定管理者を指定す

るものであり、妥当と認

められますので、原案の

とおり可決すべきものと

決しました。

本案は、字の区域の変

更でありまして、上吉田

字下小佐野、久根ノ内地

内の土地改良事業に伴い、

当該事業地内の字界を変

更するものであり、妥当

と認められますので、原

案のとおり可決すべきも

のと決しました。

本案は、平成27年度富

士吉田市一般会計補正予

文教厚生委員会

算第2号でありまして、今回、歳入歳出にそれぞれ2億7795万円を追加し、総額を202億8228万2千円とするものであります。

歳入では、市債7080万円、前年度繰越金5156万1千円、公共施設整備基金繰入金4千万円等を増額するものであります。

歳出では、福祉ホール改修事業費1億4120万円、障害者福祉に係る介護給付事業費6440万円、一般職給、職員手当等の人件費2842万円等を増額し、他会計への繰出事業費2249万6千円を減額するものであります。

また、継続費として、福祉ホール改修事業3億8千万円を追加するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査案件

議案第73号

富士吉田市福祉ホールの設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第77号

富士吉田臨床検査センターの指定管理者の指定について

議案第78号

富士吉田市立青少年センターの指定管理者の指定について

議案第82号

平成27年度富士吉田市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

議案第83号

平成27年度富士吉田市介護保険特別会計補正予算(第1号)

議案第84号

平成27年度富士吉田市介護予防支援事業特別会計補正予算(第1号)

議案第85号

平成27年度富士吉田市看護専門学校特別会計補正予算(第1号)

審査結果

本案は、「富士吉田市福祉ホールの設置及び管理に関する条例」の一部改正でありまして、福祉ホールを子育て支援拠点と位置付け、子育て重点施策を実施するため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、平成27年度富士吉田市国民健康保険特別会計補正予算第1号でありまして、今回、歳入歳出からそれぞれ281万3千円を減額し、総額を66億319万1千円とするものであります。歳入では、一般会計繰入金281万3千円を減額するものであります。歳出では、一般職給、職員手当等の人件費281万3千円を減額するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、継続費として、福祉ホール改修事業3億8千万円を追加するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、富士吉田市立青少年センターの指定管理者の指定でありまして、地方自治法第244条の2第3項の規定により、富士吉田市立青少年センターについて指定管理者を指定するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、平成27年度富士吉田市国民健康保険特別会計補正予算第1号でありまして、今回、歳入歳出からそれぞれ281万3千円を減額し、総額を66億319万1千円とするものであります。歳入では、一般会計繰入金281万3千円を減額するものであります。歳出では、一般職給、職員手当等の人件費281万3千円を減額するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、継続費として、福祉ホール改修事業3億8千万円を追加するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

れますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、平成27年度富士吉田市介護保険特別会計補正予算第1号でありまして、今回、歳入歳出にそれぞれ1億3501万7千円を追加し、総額を38億7577万6千円とするものであります。歳入では、前年度繰越金1億3501万7千円を増額するものであります。

歳出では、介護給付費準備基金積立金1億637万5千円、介護保険償還金2864万2千円を増額するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、継続費として、福祉ホール改修事業3億8千万円を追加するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

2156万7千円とするものであります。歳入では、一般会計繰入金36万1千円を増額するものであります。

歳入では、平成27年度富士吉田市看護専門学校特別会計補正予算第1号でありまして、今回、歳入歳出にそれぞれ36万1千円を追加し、総額を

歳入では、一般会計繰入金1536万7千円を減額するものであります。歳入では、一般会計繰入金1536万7千円を減額するものであります。歳入では、一般会計繰入金1536万7千円を減額するものであります。

また、継続費として、福祉ホール改修事業3億8千万円を追加するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

建設水道委員会

審査案件

議案第74号

富士吉田市景観条例の

制定について

議案第75号

市道の認定について

議案第81号

平成27年度富士吉田市

下水道事業特別会計補正

予算（第1号）

審査結果

本案は、「富士吉田市景観条例」の制定でありまして、景観法に基づき、建築物や工作物など景観に影響を与える物件の新築・改築等の行為や土地の形質変更などについて、景観形成誘導措置を図るため、所要の規定を整備するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審議の中で、景

観計画区域で演習場工リ

アが除外されているが、

演習場を抱えている市町

村と連携し整合性を図っ

てもらいたいとの意見が

ありました。

また、屋外広告物を規

制する条例について、本

市では県の条例を適用し

ているが、制定している

他の市町村を参考に、本

市においても屋外広告物

条例の制定を検討しても

らいたいとの意見があり

ました。

さらに、演習場地内で

天然記念物として指定さ

れていない溶岩樹形につ

いて、今後、調査研究し、

どのように守っていくの

か検討してもらいたいと

の要望がありました。

本案は、市道の認定で

ありまして、地域住民の

利便性を確保するため、

新たに大松宮川東線、東

原5号線、東原城山支線

及び熊穴3号線から熊穴

5号線までを市道認定し

ようとされるものであり、

妥当と認められますので、

原案のとおり可決すべき

ものと決しました。

本案は、平成27年度富

士吉田市下水道事業特別

会計補正予算第1号であ

りまして、今回、歳入歳

出からそれぞれ467万

7千円を減額し、総額を

14億2767万7千円と

するものであります。

歳入では、一般会計繰

入金467万7千円を減

額するものであります。

歳出では、一般職給、

職員手当等の人件費46

7万7千円を減額するも

のであり、妥当と認めら

れますので、原案のお

り可決すべきものと決し

ました。



議案審議

報告案件・即決案件の内容

報告第16号

債権の放棄について

【内容】

徴収不能な水道料金及び市立病院診療費、合計1199万6943円の債権を放棄したもの。

議案第86号

財産の取得について

(給食用食器カゴ一式)

【内容】

(仮称)富士の郷食あいセンターに配備するため、給食用食器カゴ一式を契約金額3885万8400円で取得しようとするもの。

議案第87号

財産の取得について

(給食用食缶類一式)

【内容】

(仮称)富士の郷食あいセンターに配備するため、給食用食缶類一式を契約金額3682万4328円で取得しようとするもの。

議案第88号

財産の取得について

(給食用食器一式)

【内容】

(仮称)富士の郷食あいセンターに配備するため、給食用食器一式を契約金額3596万4千円で取得しようとするもの。

議案第89号

財産の取得について

(給食配送用トラック2トン)

【内容】

(仮称)富士の郷食あいセンターに配備するため、給食配送用2トントラック3台を契約金額1835万3880円で取得しようとするもの。

議案第90号

財産の取得について

(給食配送用トラック3トン)

【内容】

(仮称)富士の郷食あいセンターに配備するため、給食配送用3トントラック4台を契約金額2694万9060円で取得しようとするもの。

議案第91号

訴えの提起について

【内容】

市営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払いを求める訴えの提起。

議案第92号

訴えの提起について

【内容】

市営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払いを求める訴えの提起。

議案第93号

訴えの提起について

【内容】

市営住宅の明渡し及び市営住宅を明け渡すまでの不当利得額等の支払いを求める訴えの提起。

議案第94号

富士吉田市固定資産評価審査委員会委員の選任について

【内容】

委員の萱沼幸男氏、杉田征夫氏及び窪沢豊氏の後任に、富士吉田市上吉田4258番地、飯田勇夫氏、富士吉田市新倉260番地、渡邊省二氏及び富士吉田市上暮地五丁目9番14号、滝口仁氏を選任するもの。

議案等の処理結果（12月定例会）

（賛成 / 反対 / 欠席 / 賛成討論者 / 反対討論者）

議案番号	案 件	付託委員	太田利政	奥脇和一	渡辺孝夫	渡辺利彦	戸田元	及川三郎	渡辺幸寿	勝保米治	横山勇志	桑原守雄	小俣光吉	渡辺貞治	秋山晃一	前田厚子	羽田幸寿	勝俣大紀	宮下宗昭	渡辺新喜	鈴木富蔵	渡辺大喜	審議結果	
報告第16号	債権の放棄について	12/4 報告	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	報告
議案第69号	富士吉田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について	総務 経済					議長																	可決
議案第70号	富士吉田市職員定数条例及び富士吉田市の証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について	総務 経済					-																	可決
議案第71号	富士吉田市税条例の一部改正について	総務 経済					-																	可決
議案第72号	富士吉田市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	総務 経済					-																	可決
議案第73号	富士吉田市福祉ホールの設置及び管理に関する条例の一部改正について	文教 厚生					-																	可決
議案第74号	富士吉田市景観条例の制定について	建設 水道					-																	可決
議案第75号	市道の認定について	建設 水道					-																	可決
議案第76号	富士吉田市立市民ふれあいセンターの指定管理者の指定について	総務 経済					-																	可決
議案第77号	富士吉田臨床検査センターの指定管理者の指定について	文教 厚生					-																	可決
議案第78号	富士吉田市立青少年センターの指定管理者の指定について	文教 厚生					-																	可決
議案第79号	字の区域の変更について	総務 経済					-																	可決
議案第80号	平成27年度富士吉田市一般会計補正予算(第2号)	総務 経済					-																	可決
議案第81号	平成27年度富士吉田市下水道事業特別会計補正予算(第1号)	建設 水道					-																	可決
議案第82号	平成27年度富士吉田市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	文教 厚生					-																	可決
議案第83号	平成27年度富士吉田市介護保険特別会計補正予算(第1号)	文教 厚生					-																	可決
議案第84号	平成27年度富士吉田市介護予防支援事業特別会計補正予算(第1号)	文教 厚生					-																	可決
議案第85号	平成27年度富士吉田市看護専門学校特別会計補正予算(第1号)	文教 厚生					-																	可決
議案第86号	財産の取得について(給食用食器カゴ一式)	12/21 即決					-																	可決
議案第87号	財産の取得について(給食用食缶類一式)	12/21 即決					-																	可決
議案第88号	財産の取得について(給食用食器一式)	12/21 即決					-																	可決
議案第89号	財産の取得について(給食配送用トラック2トン)	12/21 即決					-																	可決
議案第90号	財産の取得について(給食配送用トラック3トン)	12/21 即決					-																	可決
議案第91号	訴えの提起について	12/21 即決					-																	可決
議案第92号	訴えの提起について	12/21 即決					-																	可決
議案第93号	訴えの提起について	12/21 即決					-																	可決
議案第94号	富士吉田市固定資産評価審査委員会委員の選任について	12/21 即決					-																	同意

委員会に付託された議案等の内容については、「委員会の審査から」をご覧ください。

報告案件・即決案件の内容については、「報告案件・即決案件の内容」をご覧ください。

年4回/15,000部市内全域配布

ふじよした議会だより
企業広告大募集!

詳しくは、議会事務局までお問い合わせください。
富士吉田市役所 議会事務局
0555-22-0612(直通)

地ビールが楽しめるカフェレストラン
ハーベステラス
Harvesterrace
mont-bell food service



道の駅富士吉田
ふじやまビール内
<http://www.fujiyama-beer.com/>
富士吉田市新屋1936
0555-22-3655
フジサンロクゴコー

有
料
広
告